

## 介護人材確保推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は介護人材の確保を図るため、介護人材確保推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象事業)

第2条 この補助金は、介護人材確保推進事業のうち次に掲げる事業を交付の対象とする。

- (1) キャリア形成訪問支援事業
- (2) 現任者向け資格取得支援事業
- (3) 潜在介護人材再就職準備金貸付事業
- (4) 介護福祉士等修学資金等貸付事業
- (5) 処遇改善アップグレード支援事業
- (6) 介護事業所ネットワーク化推進事業
- (7) 外国人留学生奨学金等支援事業
- (8) 外国人介護人材受入施設環境整備事業
- (9) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

### (補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表の事業区分ごとに、基準額と補助対象経費の実支出額とを別表の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

### (交付の条件)

第4条 この補助金は次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更又は事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、第8条に定める軽微な変更は除く。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その

権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならないこと。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 事業主体が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
  - エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項（風俗営業）及び第 5 項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者
  - コ 事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者
- (9) 事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 14 条に定めるとおりとする。

(10) 前各項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請書の提出期日等)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は、別記第 1 号様式によるものとし、別途指示する日までに知事に提出しなければならない。なお、補助金の額の変更の場合は、別記第 2 号様式による変更交付申請書を別途指示する日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第 6 条 知事は、前条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱いについて、第 14 条に定めるとおりとする。

(変更の承認申請)

第 7 条 第 4 条(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 8 条 第 4 条(1)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象事業費の 20 パーセント以内の変更
- (2) 補助金交付の目的及び条件に違反しない事業計画変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 9 条 第 4 条(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 4 号様式による申請書を事業を中止し、又は廃止しようとする日の 60 日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第 10 条 第 4 条(3)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとし、別途指示する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 13 条 補助金の交付は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次の(1)又は(2)に掲げる場合を除き、仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 7 号の報告書及び知事が必要と認める添付書類を別に定める期日までに知事に提出すること。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならないこと。

(1) この補助金の交付の申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

(2) 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(検査の実施)

第 15 条 知事は、補助対象者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(交付決定の取り消し)

第 16 条 知事は、補助対象の事業として継続することが不相当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施し、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 29 日から実施し、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から実施し、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日から実施し、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から実施し、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日に施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

ただし、令和2年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日に施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

ただし、令和3年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、令和5年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

ただし、令和7年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

ただし、令和8年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表 事業区分及び交付対象者等

補助対象事業	対象者	基準額	対象経費	補助率
(1) キャリア形成訪問支援事業	養成施設等	上限額： 3万円/1回	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費に限る）、役務費（通信運搬費に限る）、委託料、使用料及び賃借料	県 1/2
(2) 現任者向け資格取得支援事業	介護サービス事業所等の運営法人等	上限額： ① 1人 10万円 ② 1人 15万円 ③ 1人 5万円	①介護職員初任者研修の受講費用 ②介護福祉士実務者研修の受講費用 ③介護福祉士受験対策講座の受講費用及び介護福祉士国家試験の受験費用（受講費用に教材費（テキスト代等）等が含まれている場合はそれを除いた額）	県 2/3 または 1/3 （対象者 1/3 または 2/3）
(3) 潜在介護人材再就職準備金貸付事業	団体等	詳細は実施要領に記載		
(4) 介護福祉士等修学資金等貸付事業				
(5) 処遇改善アップグレード支援事業	介護サービス事業所等	上限額： 20万円/1介護サービス事業所等	①キャリア段位制度のアセッサー講習受講料 ②新人介護職員に対するエルダーメンター制度導入による人材育成のための研修受講料等 ③専門的な相談員（社会保険労務士など）による加算の取得等にかかる個別の助言・指導等のための経費	①② 県 2/3 （対象者 1/3）  ③ 県 10/10

補助対象事業	対象者	基準額	対象経費	補助率
(6) 介護事業所ネットワーク化推進事業	実施要領で定める団体等	①ネットワーク化事業 上限額：240万円 ②ネットワーク化による協働推進事業 上限額：実施要領で定めた額	① ・職員採用の共有化や合同面接会の開催 ・合同研修会の開催による効率的な職員教育の実施 ・人事交流の推進や人事異動の共有化 ・経営労務管理体制の強化 等 ② ・法人間連携プラットフォームの設置 ・複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ ・福祉・介護人材確保・定着のための取組 等	①県 2/3 (対象者 1/3) ②県 10/10
(7) 外国人留学生奨学金等支援事業	介護サービス施設・事業所運営法人等	①日本語学校 ・学費：年額60万円以内 ・居住費などの生活費：年額36万円以内 ②介護福祉士養成施設 ・居住費などの生活費：年額36万円以内	①日本語学校（原則1年以内） ・学費 ・居住費などの生活費 ②介護福祉士養成施設（原則2年以内） ・居住費などの生活費  ※介護サービス施設・事業所において、通算3年間在籍しない等の場合は、補助事業者から県に補助金の返還が必要	県 1/3 (対象者 2/3)
(8) 外国人介護人材受入施設環境整備事業	①介護サービス事業所等 ②留学生が在籍する介護福祉士養成施設	①上限額：30万円/1事業所 ②上限額：30万円/1施設	①外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組、外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組、外国人介護職員の生活支援に必要な取組に要する経費 ②留学生が在籍する介護福祉士養成施設が実施する教育の質の向上に必要な取組に要する経費	①県 2/3 (対象者 1/3) ②県 2/3 (対象者 1/3)
(9) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	訪問介護事業所等	①②の合計で50万円/1事業所  ※詳細は実施要領に記載	①人材確保のための研修体制構築、中山間地域や離島地域等における採用活動、経験年数が短いホームヘルパー等への同行等 ②経営改善のための専門家の活用、登録ヘルパー等の常勤化促進等	県 10/10

第1号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者住所  
名称  
代表者の職、氏名

年度介護人材確保推進事業費補助金の交付について（申請）

標記補助金を下記のとおり交付されるよう、新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 添付書類

（注）所要額調書、事業計画書、歳入歳出予算（見込）書抄本その他の添付書類は、その都度別に定める。

第2号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者住所  
名称  
代表者の職・氏名

年度介護人材確保推進事業費補助金の変更交付について（申請）

年 月 日付け高齢第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記のとおり交付額を変更されるよう、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更する事業

2 申請額	変更後の所要額	金	円
	既交付決定額	金	円
	今回申請額	金	円

3 変更の理由

4 添付書類

（注）所要額調書、事業計画書、歳入歳出予算（見込）書抄本その他の添付書類は、その都度別に定める。

第3号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者住所  
名称  
代表者の職・氏名

年度介護人材確保推進事業費補助金に係る  
事業計画の変更承認について(申請)

年 月 日付け高齢第 号で交付決定を受けた標記補助金  
に係る事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、介護人材確保推  
進事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更する事業
- 2 変更事項
- 3 変更の理由
- 4 添付書類  
(必要に応じて交付申請書の事業計画書及び歳入歳出決算書(又は見込書)抄本を添付すること。)

第4号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者住所  
名称  
代表者の職・氏名

年度介護人材確保推進事業費補助金に係る事業中止  
(又は廃止) 承認について (申請)

年 月 日付け高齢第 号で交付決定を受けた標記補助金  
に係る事業について、下記のとおり中止 (又は廃止) したいので、介護人材確保  
推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 中止 (又は廃止) する事業
- 2 中止 (又は廃止) の理由
- 3 中止 (又は廃止) 年月日

第5号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者住所  
名称  
代表者の職・氏名

年度介護人材確保推進事業費補助金の事業実績について（報告）

年 月 日付け高齢第 号で交付決定を受けた標記補助金  
に係る事業実績について、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、下記  
のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 添付書類

（注）精算書、歳入歳出決算（見込）書抄本その他の添付書類は、その都度別に定める。

第6号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者住所  
名称  
代表者の職・氏名

年度介護人材確保推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高齢第 号で交付決定を受けた標記補助金  
について、下記のとおり概算払を請求します。

記

請求金額	金	円
交付決定額 (A)		円
既概算払額 (B)		円
今回請求額 (C)		円
差引残額(A) - (B) - (C)		円

第7号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者住所  
名称  
代表者の役職・氏名

年度介護人材確保推進事業費補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け高齢第 号で額の確定を受けた 事業について、  
介護人材確保推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金額（知事が補助金の額の確定通知書により通知した額）                    | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る<br>仕入控除税額              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る<br>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                                   | 金 | 円 |

- (注)・ 別紙として積算の内訳を添付すること。  
・ 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費  
税にかかる仕入控除による減額等の対象額ではない。